

令和7年7月3日

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年7月3日
開会 14時00分 閉会 16時03分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小田新紀
副委員長 野原恵子
委員 塚本逸彦 内山美穂子 酒井はやみ
荒 貴賀 岡本眞利子 田口廣之
副議長 中橋友子
議長 寺林俊幸
オブザーバー 石川康弘
- 4 傍聴者 畠山美和 長谷陽子 小島智恵
- 5 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 佐藤勝博 係長 渡辺 優
- 6 審査事件及び審査内容(別紙)
 - 1 議員定数及び議員報酬等の見直しについて(第10回)
 - (1) 議員報酬のあり方について
 - (2) 町民意見の把握方法について
 - (3) 今後の進め方について
 - (4) 次回の委員会の開催日程について
令和7年7月16日(水)13時00分から開催することとした。

議会運営委員会委員長 小田新紀

◇審査内容

1 議員定数及び議員報酬等の見直しについて（第10回）（14：00～16：03）

○委員長（小田新紀） ただ今から議会運営委員会を始めます。

本日は議員定数及び議員報酬等の見直しについて行います。

ここまで、議員定数のあり方についてということで、みなさま方から多くの意見をいただいてまいりました。ある程度の方向性については見えてきたのかなと思いますが、次に議員報酬のあり方についてみなさんからご意見をいただきたいと思っております。また本日につきましては、町民のみなさまからご意見を伺う方法であったりだとか、議会からどう説明をしていくかという意見の把握方法についても、ご意見を賜りたいと考えております。

議案の1、議員報酬のあり方についてを議題といたします。

あらかじめ配布しております議員報酬についての参考資料について、事務局の説明を求めます。

議会事務局長。

○事務局長（佐藤勝博） 議員報酬に関する参考資料について、説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

はじめに、「1 議員報酬とは」であります。

議員報酬につきましては、地方自治法第203条において、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」と規定されており、その額及び支給方法は、条例で定めることとされておりますことから、本町では、「幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に基づき、報酬の支給を行っているところであります。

議員の報酬は、議会の議員の職務遂行に対する役務の対価であり、給与（生活給）ではないとされており、全国町村議会議長会においては、議員報酬だけでは、生計を維持できないほどの低水準であることから、長との均衡を考慮して定めることを地方自治法に規定することや、町村の行財政運営に影響を与えないよう、財政措置の充実等を図ることなどについて、国に要請を行っているものであります。

次に、「2 幕別町の議員報酬の推移」につきましては、現行の「幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」が施行されました、昭和32年4月からの議長、副議長、委員長及び議員の報酬額の推移を記載しております。

直近の改正は、平成17年第2回定例会であり、この時は、地方の財政状況が厳しい中で、特別職の給与の引き下げが提案されたことで、議会としても、自ら報酬と期末手当の引き下げを行ったもので、その後に報酬月額の改正は行われておらず、現在に至っている状況であります。

次に、資料の2ページをご覧ください。

「3 他自治体の議員報酬（月額）の状況」についてであります。

本資料は、全国町村議会議長会が令和7年2月にまとめた実態調査の結果から抜粋したものであり、令和6年7月1日現在の全国926町村、全道129町、十勝16町における、議長、副議長、委員長、議員の報酬月額の平均を記載しております。

十勝16町における報酬月額の平均は、全国や全道の平均を上回っており、幕別町は、十勝16町の中でも、委員長職を除き、音更町に次ぐ報酬額となっております。

また、下段には、道内で人口が同規模な3町についての状況を記載しておりますが、七飯町と新ひだか町に加え、中標津町においても※で記載のとおり、令和6年9月の改選後から、議員定数を3人減として、議員報酬を増額しておりますことから、現時点では、3町ともに、幕別町よりも高い報酬額となっております。

次に、「4 特別職等の給料月額状況」についてであります。

令和6年4月1日現在の町長、副町長の給料月額に加え、部長職、課長職及び職員の給料月額の平均を記載しております。

町長と副町長の給料月額の改正は、平成21年第4回定例会が直近であり、その後に改正は行われておらず、現行の給料月額となっております。また、部長職（10人）の平均は、42万3,200円、課長職（36人）の平均は、39万8,200円、職員（257人）の平均は、30万4,600円となっております。

次に、資料の3ページをご覧ください。

「5 議員報酬の試算例」についてであります。

事務局におきまして、現在の報酬をベースに、主に4つの試算例を機械的に作成したものであり、上段は、現行の定数19人の報酬と共済費を合計したものであり、総額では、8,549万2,940円となるものです。

次に、試算例①は、定数は19人のままで、議員の報酬月額を30万円超えとする場合があります。この場合の報酬月額は、現行の約1.43倍となり、月額で申し上げますと、議長は13万9,000円の増額、副議長は、11万1,000円の増額、委員長は9万9,000円の増額、議員は9万1,000円の増額、共済費を含めた総額では、1億1,974万4,580円、現行との比較では、3,425万1,640円の増額となるものであります。

次に、試算例②-Aは、定数を18人（1人減）とする場合の試算例であります。議員1人分の報酬と共済費を合わせると、現行との比較で、427万9,460円が減額となるものです。

次に、試算例②-Bは、定数を18人（1人減）とする場合で、1人減によって生じる減額分、約427万円見合いで、議長、副議長、委員長及び議員の報酬額を増額する場合の試算例であります。その場合の報酬月額は、現行の約1.07倍となり、月額で、議長は、2万3,000円の増額、副議長は1万8,000円の増額、委員長は1万6,000円の増額、議員は1万5,000円の増額となるものです。

次に、資料の4ページをご覧ください。

試算例③-Aは、定数を17人、現行よりも2人減とする場合の試算例であります。

議員2人分の報酬と共済費を合わせると、現行との比較で855万8,920円が減額となるものです。

次に、試算例③-Bは、定数を2人減とする場合で、2人減によって生じる減額分、約856万円見合いで、議長などの報酬額を増額する場合の試算例であります。その場合の報酬月額は、現行の約1.13倍となり、月額で、議長は4万2,000円の増額、副議長は3万4,000円の増額、委員長は3万円の増額、議員は2万8,000円の増額となるものです。

更に、試算例④-Aは、定数を16人、3人減とする場合の試算例であり、議員3人分の報酬と共済費を合わせると、現行との比較で1,283万8,380円が減額となるものです。

次に、試算例④-Bは、定数を16人（3人減）とする場合で、3人減によって生じる減額分、約1,284万円見合いで、議長などの報酬額を増額する場合の試算例であり

ます。その場合の報酬月額、現行の約1.20倍となり、月額で、議長は、6万5,000円の増額、副議長は5万2,000円の増額、委員長は4万6,000円の増額、議員は、4万2,000円の増額となるものです。

これらの金額は、あくまで、機械的に試算を行ったものでありますことを、ご承知いただきたいと思えます。

次に、別冊として配付いたしました「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」についてであります。

こちらは、令和7年5月に全国町村議会議長会が作成した資料であります。

議会・議員活動の範囲の考え方や、議員報酬の見直しに係る留意事項などがまとめられたガイドブックとなっており、本日、内容の説明は省略させていただきますが、報酬のあり方等を検討する上で、参考資料の一つとして、ご活用していただきたいと考えております。

資料の説明は以上です。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりました。まず出された資料について、質問等がございましたら挙手をお願いします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、議員報酬のあり方について、議論を行ってまいりたいと思えます。率直に現段階におきまして、各委員の感想、ご意見について、ざっくばらんにお話いただければと考えております。

いかがでしょうか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 根本的なところからお聞きしたいのですが、議員報酬の算定基準があるのです。まず報酬の決め方は、同じ選挙で選ばれた町長の給料と議員の数で試算されて、大体この程度と決まっていたのですが、その試算があった場合に今の報酬がどうなのか。町長の勤務状況と議員の状況を照らし合わせたときに、議員の活動として適当なのか、報酬を上げるべき状況にあるのかどうか、まずお聞きしたいのですが。

○委員長（小田新紀） 現段階の積算が、こういった基準で出てきているのかということですが、お分かりになる方いらっしゃいますか。

議会事務局長。

○事務局長（佐藤勝博） 私もこれまでの報酬月額の決め方がどのような考え方で行われてきたものか、過去の改正について、当時の提案説明や審議会の資料を確認しましたが、明確にこういう計算で算定したというものは見つけられておりません。先ほど、昭和32年からの議員報酬の推移をお示ししましたが、これまで報酬を改正する際の実明では、管内他町村の状況をはじめ、人口等の同規模自治体との比較であったり、当時の社会情勢や経済状況の動向を踏まえ、さらには一般職や特別職の給与との差などを理由として改正を行ってきた経過であります。昭和53年に全国町村議会議長会では、あくまでモデルということで、議員の報酬額を首長の約30パーセントから31パーセントを一つの目安とする考えを示しております。幕別町での過去の経過を見ましても、昭和52年から54年の改正に当たっては、議長の報酬額では首長の約30パーセント、昭和55年からは約35パーセントの割合で推移しておりますので、こういったことも参考にしていただけたのかもしれないと考えております。このような経過がある中で、本日配布しております全国町村議会議長会が作成した議員報酬の見直しに向けたガイドブック

クに記載がありますが、これから議員報酬を見直そうとする場合に、首長との比較による算出方法として、首長の年間職務遂行日数をモデル値で305日と設定し、それに対する議員の方々の議会活動と議員活動を合わせた年間の活動日数の割合を首長の給料月額に乗じて報酬額を算出するといった方法も示されておりますので、このような考え方も参考の一つになるものと考えているところであります。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 先ほど資料いただいた議員報酬とはという中で、議員報酬は議会の議員の職務遂行に対する役務の対価であって、給与ではないとされています。あくまでも議会に出て審議して、議論した中での報酬ですと。なので、そのあたりを基準に考えていかななくては、単純にどこまで上げるのかというのは違ってくるのかなと私は考えます。

○委員長（小田新紀） 最初の議論ですので、みなさんの今考えられていることをまず出していただくという形で、ざっくばらんにかがでしょうか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 算定方法はいろいろあると思うのですがけれども、やはり議員のなり手不足という視点で考えてみると、若い人たちが議員として活動していくには、とても足りない報酬の額になっているので、やりたいと思っても、生活ができないとかそういったことで、ためらったりしているケースもお聞きします。なので、議員報酬に関しては、やはり多様な人材が特に若い世代の人が、入れるような体制を作っていかなければならないと思っています。ちょっと質問なのですが、例えば議員報酬を上げるとした場合、例えば65歳未満は上げて、65歳になったら現行というようなことでやっている議会はあるのですか。

○委員長（小田新紀） ひとまず、ちょっと情報はないということですが、そういう考え方もありますね。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 報酬の部分もありますけれども、活動費も関わってくるのかなと。活動費を含めた報酬にするのか、もしくは報酬とは全く別に活動に応じた費用をとというのは、認められるものは認められるようにしていくのか、そういった部分を考慮していくことも必要なのかなと思います。

○委員長（小田新紀） ほかいかがでしょうか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） もちろん報酬の面もそうなのですが、先日芽室町議会でも30万円超えというところもありまして、議員のなり手不足を心配するところからそういう声も上がっているのかなと捉えたのですが、もちろん住民の方がどのように思われるか、そこはちょっとあれなのですが、塚本委員が言われたとおり、議員としての報酬と、活動する部分での活動費というのを分けて、最終的には一緒にしてもらえるのかどうなのかはあれなのですが、議員としてはそんなに今の16町村を見ましても、上から2番目ということではあります、やはりこれには活動してあちこち活動したいというところにはなかなか行きつかないと思いますので、活動費を含めた議員報酬ということを考えていくべきではないかと思います。

○委員長（小田新紀） はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

田口委員。

○委員（田口廣之） やはり今の報酬では、額が低すぎるかと思ひます。活動費も別枠ではなくて、含みで報酬という考えでいくべきかなと思ひます。

○委員長（小田新紀） ありがとうございます。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 私は最初に金額が少ないなど、立候補しづらい要因になっているのかなと思ひています。この資料をいただいた報酬は生活給ではないということや、町長の実際の活動日との比率で参考にするべきという考えも決して、報酬というのはそういうものなのかと、なるほどと思ふ部分もあります。その計算方法で算出した資料がほしいと思ひました。今までの議論では、他の自治体との比較と出ていたのですが、基準がないというか、参考にするべきことなのかと疑問に感じました。この活動費をどう定義するかということにもなってくると思ふので、わかりやすく政務活動費という形にして、その基準を明確にしたほうがいいのかと思ひました。

○委員長（小田新紀） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 議員報酬とはというところで、報酬とは生活給ではないとされていると書かれていますので、たしかに今の議員報酬というのは、そういう一定の基準を決めるときには、こういうことも含めてなのかと思ふのですけれども、やはり低いということで、議員の兼業も認められていまして、たしか上限300万円だったかなと思ふのですけれども、そういうことも含めると、兼業しながら議員をしているという方もいらっしゃいます。ただ社会的な条件があるかどうかというのは別ですけれども、兼業しながら議員もできるというのは押さえております。それと議員報酬と政務活動費も別に考えて検討していくことが必要だと思ひます。報酬を上げたらいいという意見もあります。わたしもたしかに低いので、この資料を見たら、1998年から上がっていないのですよね、上げるのはやぶさかではないのですけれども、今の町民の生活状況を見て、上げ幅ですよね、5,000円とか1万円とかなら町民の理解を得られると思ふのですけれども、急激に議員報酬を上げるということに対しては、町民からやはり理解を得られないのではないかと、上げることを否定するものではないですけれども、上げ幅もきちんと議論して、町民の理解を得られるような対応が必要ではないかと思ひております。

○委員長（小田新紀） 石川議員。

○オブザーバー（石川康弘） 今述べられた意見はそのとおりで思ふのですけれども、私たちはやはり未来を見据えたことを考えて、例えば議員定数についてはわかりませんけれども、密接な関係があると思ふのですけれども、どちらにしても今までよりもっと議論する回数を増やしていかないといけないだろうし、そういう機運も高まってきたのかなと思ふのですよね。今までよりも活動する回数も、議論する場も増えてくるのかなと思ふのですよね。そういった意味では報酬という面では、上げないといけないだろうと思ひます。ただその町民からの理解を得るためには、今の全体の報酬にかかっている金額、それから増えるということはまず理解は得られないですね。なので、その範囲内で報酬を増やすということについて、議論していくべきではないかと思ひております。

○委員長（小田新紀） ありがとうございます。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） この部分に関しては、我々議員だけで議論していてもなかなか、自分の報酬を自分たちで決めるというのも、決めづらい部分もあったりして、町民の

議会サポーターも一緒に議論して、町民に問題意識を持ってもらいながら、つくりあげていったほうが、我々としても、町民の理解を得た上でとなりますし、町民にとっても、議会に対する理解も深まって、単純にアンケートを取ってしまえば、極論を持つ人もかなり出てきたり、正確なデータが取れないと思いますので、やはりサポーターとしてこういう委員会と一緒にいて、議会とは何か、どういうことが問題なのかというのを踏まえた上で、住民も一緒になって考えていただくということが、芽室町や浦幌町もそうですけれども、そういったことを経て、住民の理解も同時に得た上で進めていくほうがベターなのかなと私は思います。

○委員長（小田新紀） 関わって、なにかございますか。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 一つ発言が漏れていたと思うのですけれども、なり手不足の件につきまして、議員報酬が少ないから、議員のなり手が少ないのかということも議論する必要があると思うのですよね。議員報酬が高ければ、議員をやってくれる人が増えるのかということも議論する必要があると思うのですけれども、私はやはり議員の役割、理事者側と一緒に、まちづくりを進めていくという中身がもっと広まっていけば、報酬も大事かもしれませんが、そういう議員の役割をもっと町民に知らせていく手立てというのも必要だと考えています。

○委員長（小田新紀） ほかにみなさんからいかがでしょうか。

みなさんからの話を伺いまして、荒委員からご意見のあったことを基にですけれども、まず今現在の活動に対する一定程度の基準の下で計算ということで、現行はどうなのかと、あくまで議会活動のなかでどうなのかということについては、出せる数字があるのであれば出していくべきかなとは思っているのですけれども、いかがでしょうか。

報酬の金額として、今の議会活動、単純に言えば議会の回数、委員会の回数だと思うのですけれども、その回数を全てカウントするのか、一人ひとり差があるので、その平均というか、その辺のはっきりした算出基準はないので、難しいところではあるのですけれども、一定程度こんなものかなという数字は出せるのかなとは思っているのですけれども、どうでしょうか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 先ほどいただいた議長会の資料にフォーマット入っていますけれども、それで計算すれば単純なものが出てくるのかなと思います。

○委員長（小田新紀） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会事務局長。

○事務局長（佐藤勝博） 全国町村議会議長会から示された報酬額の算出方法のうち、議会活動は、本会議をはじめ、常任委員会、特別委員会、全員協議会、会派代表者会議、議員派遣などであり、さらに住民との対話として議会報告会や出前講座といったものが対象になると考えております。これらの議会活動については、事務局で令和6年の1年間の実績を確認したところ、年間平均で52日と算出しております。この議会活動については事務局で把握できますが、もう一つの議員活動については、例えば、議会活動に付随する活動として議案の精読や一般質問のための準備時間、日頃の住民

からの相談対応の時間、広報活動、さらには公的行事への出席などといった活動が対象になりますが、これらの各議員の活動日数が事務局では把握できておりませんので、この実数がわからないと報酬額の試算ができない現状であります。

- 委員長（小田新紀） 今の仮の計算式に当てはめていくと、議員報酬が21万2,000円と計算すると、議会、議員の活動日数が78日間というのが計算すると出てくる数字です。委員長や副議長、議長は別ですけれども、今後の議論の参考にさせていただければと思います。

酒井委員。

- 委員（酒井はやみ） 議員活動はそれぞれの議員で違うかと思うのですが、この資料でいただいている算定式というのは、意味はあるのでしょうか。そもそも個人の報酬を出すものではなくて、それぞれの議会で基準としましょうということですよ。議員活動の中身も一定の基準がなかったら、あまり意味がないと言いますか、全員の数字を出して、平均するとか、出す中身も住民と接している時間とするのか、調査の時間とするのか、一定の基準はないのでしょうか。これを出しているからには、なにかあるのかなと思ったのですけれども。

- 委員長（小田新紀） このとおりにしなさいということではないわけで、あくまでモデルという形で参考の数式ということですので、これも我々が参考にするかどうかは、これからの議論になると思うのですけれども、一つのモデルですね。

酒井委員。

- 委員（酒井はやみ） モデルが絶対とはならないのですけれども、今の議員報酬でいくと78日間という計算になりますということで、実際の議会は52日プラスそれくらいの議員活動をしていますということで、この金額で妥当だと考えるかということで、考えていいのでしょうか。

- 委員長（小田新紀） それも含めて、これからみなさんのなかで、あくまで参考ということ。

塚本委員。

- 委員（塚本逸彦） 下のほうを見ていくと、要するに今言われたようにあくまで基準として、小田委員長が言われた数字から増やすか増やさないか、おのおの議員がどうやっていくかによって、そこも加味して検討してはどうか。また住民参加による意見交換、そういった部分も含めて、スタートとして、議会はどうしたらいいかということも含めてやっていくということなのかなと思いました。

- 委員長（小田新紀） みなさんのほうからも、なり手不足の視点ということもございましたし、そういうことも最終的には総合的に考えながらということになるかなと思いますが、いろんな議論の参考になる部分として、こういった資料も活用いただきながら、これから進めていければと思っております。

野原副委員長。

- 副委員長（野原恵子） 酒井委員も言いましたけれども、日常の議員活動の範囲をどう定めるかということが、非常に厳しくてあいまいだと思うのですよね。どの範囲が議員活動なのか。町民との対話ということであれば、みなさん対話されていると思うのですけれども、議員としての対応をどう線を引くか、非常に難しく、あいまいだと思うのですよね。金額を出したらどうかという話もありましたけれども、金額を出すというのは非常に難しいかなと思います。町民との関わり、今の経済状況からどう見るか、管理職や首長との差をどうするか。先ほどは30パーセントから31パーセン

トという話もありましたけれども、どこを基準にするかを共通認識にしないと、なかなか定まらないのではないかと聞いていました。

○委員長（小田新紀） 石川議員。

○オブザーバー（石川康弘） 現在の活動を基準にするのは難しいと思うので、先ほど未来を見据えてという話をしましたけれども、これから委員会が増えてくる可能性もありますよね。たしか先日の芽室町議会の記事では、議会活動がたしか110日くらいとありました。それから比べると52日というのは半分ですよ。なので、私たちはこれから議論をする場合は増やしていかないといけないし、増えていく可能性は十分あると思うのですよね。報酬はそういったことを見据えて考えていかなければならないと思います。

○委員長（小田新紀） いずれにしてもこの数式で、金額をこれから決めていこうということではなくて、判断の材料にさせていただきたいと思います。例えば、今出てきたこのモデルに当てはめた場合において、出てきた数字は78日間という数字ですけれども、みなさんのなかで、感覚としてそんなにやっていないということであれば、もらいすぎだなという判断になるし、そんなことないもっとやっているという方もいらっしゃるれば、報酬については見直していかないといけないという議論になるかと思えますし、これからちょっとみなさんの受け止めを感じ取るに当たっては、78日間よりもっとやっている受け止めているのですけれども、それも含めて、これからの一つの切り口かなと思いますので、今後参考にさせていただきたいと思います。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） もう一つ考えたいこととして、随分長い間報酬が変わっていないのですけれども、平成10年のときと比べて、今の社会状況なんかも、一般の人たちの実質賃金だとか、そういった金額と比較できる数字があれば参考にしたいと思えました。なんとなく30年前から実質賃金は上がっていないというデータも出ているので、そういったことから比較したらどうかと思います。

○委員長（小田新紀） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 社会情勢の部分はあると思うのですけれども、資料の16ページに報酬と定数というところがあって、僕が考えていたことと全く違うなと思って、たしかにと思うところもあるのですけれども、まちの財政とか住民の理解も含めてくると、これで、引っ張るということになるのかなと、その辺ちょっと迷っているというか、意見も分かれるところなのかなと思います。

○委員長（小田新紀） 進め方としましては、議員定数の話し合いをしたときも、やはり最初は切り離して、あり方、本来幕別町議会として、定数どうなのか報酬どうなのか、という進め方をさせていただきました。最終的にはいろんな議論があったなかで総合的な判断となってくる可能性はあると思うのですけれども、進め方としてはまずはそれぞれの在り方とはどうなのかというところでその視点をはっきりさせたうえで議論していきたいなと考えています。今日は最初ということで現段階の皆さんのご意見についてあげていただきました。また最後のほうにガイドブックをだいたい参考にしながらか議論もありましたので、改めてしっかりと目を通していただきながら、次の議論へのヒントになるものがあれば、取り上げていただきたいなと思っております。だいたい出てきた中では、今の現在の活動についての基準はどうなのか、それからなり手不足という視点も持ちながら議員報酬を考えていくべきではないか、加えて政務活動費を区分けとして考えるのか、一緒に考えていくべきなのかなをご意見として下さ

れたと考えております。今の段階ではそういった形でということでおさえさせていただいてよろしいでしょうか。次回以降今回の議論をもとに資料を用意しながら議論を進めていきたいと思っておりますが、今出てきた中ではなくさらにこういった資料があれば議論をしやすいというものがありますでしょうか。もしまたそういったものがありましたらご意見いただいて可能な限り資料を揃えていきたいと思っております。ひとまず本日のところは議員報酬のあり方についてはこの程度で留めさせていただいてよろしいでしょうか。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 次の議運でどういうことを議論するのかということは何点かありましたよね。それをまた議論していくということの確認でよろしいでしょうか。

○委員長（小田新紀） はい、ありがとうございます。基本的にはそういうことになると思うのですが、今日の段階で出された意見ということで算定基準のことであったり、なり手不足という視点も含めて考えたほうがいいのではないかという意見から政務活動費に関わるようなことも含めて大きく3つかなと思っております。それらをふまえてガイドブックや他の資料を今後参考にして、それぞれまた勉強してきていただいて同じような議論になってしまうかもしれませんけれども、次の委員会でも改めて意見を交わしていくというところで今のところはイメージしています。

田口委員。

○委員（田口廣之） 議員活動部分を皆さんあらいだしてもらえばよいのではないか。

○委員長（小田新紀） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

改めて次回各自持ち寄る資料と、こちらで用意する資料をもとにさらに議論を深めていくということで確認させていただいてよろしいでしょうか。それでは「2 町民意見の把握方法」についてであります。皆さんのほうからも多くこれまでも出されておりますが、ただ聞くだけだとかアンケートをとるだけではあまり意味がないだろうということで、こちらの考えを状況によってはお伝えするようなものがありながらも意見をお聞きしたり、ざっくばらんに意見交換するだとか、いろんな方法があるかと思えます。時期の問題もあるかと思えますので、現在みなさんが何かお考えがあればここで挙手をいただいてご意見いただきたいというように思います。いかがでしょうか。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 先ほども申し上げましたが、一般住民の方に入っていくというような選定方法についての具体的なことはあるかと思えますが、やはり議会サポーター、議会アドバイザーを入れるべきではないかなと私は思います。我々だけで進めてもいいのですが、住民への理解とか答えがどうなのかの検証が必要ですので議会アドバイザーだとか議会サポーター住民の方、もしくは専門家の方を交えて、ほかの地域も参考にしながら幅広い視野・視点で議論していけたらと思います。住民のみなさんにも当事者意識をもっていただける機会があったほうがいいと思います。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 私も議会サポーター議会モニターというのはやるべきだとは

と思いますが、これを導入するまでには一定程度の期間が必要だと思っております。期間を経て入れるとなると会議が長引くと思っております。議会モニター議会サポーターのほかに、議長が諮問する議員の在り方の諮問機関を作って、芽室町では、議員定数、報酬についてまとめたものを答申してもらうという形をとっていると思っておりますが、それも時間がかかると思っております。議会広報と議運と共催みたいな形で議会報告会の中でそれをテーマにして意見交換みたいなことをするのがスムーズにできるのかなと思っております。理想としましては議会サポーターや議会モニターですけれども、今回は間に合わないのかなと思っております。

○委員長（小田新紀） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ただいま内山委員が言われたように報告会はもちろん一番早い方法だと思っておりますが、今からの日程を考えるとどうなのかなと、危惧するところです。各委員会への視察があったり、9月の定例会が決まっていたりということもあるので日程的には報告会を開催するにも一定程度の期間が必要と考えます。事務局としてはどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 議会事務局長。

○事務局長（佐藤勝博） 事務局としましては、以前にもお話しさせていただきましたが、報酬の見直しを行おうとする場合には、識見を有する方や公募による方を委員として組織される審議会に諮問し、その答申を踏まえて条例改正を提案する流れになると考えております。この審議会への諮問・答申を想定した場合の今後のスケジュールとしましては、遅くとも9月頃までに定数と報酬の見直しに係る議会としての素案を作成し、10月から11月頃には町民への説明や意見交換を進め町民の意見等を把握し、これらを踏まえ12月には議会として原案を作成し、審議会へ諮問すべきと考えております。その後、来年2月頃までに審議会から答申をいただき、答申を踏まえて3月に条例改正を提案する流れが望ましいと考えております。慎重かつ十分な審議が必要であることは承知しておりますが、議会としての素案作成や住民への説明などが遅れてしまうと、3月に条例改正を提案することが難しくなるものと思っております。なお、今後の審議によって報酬を見直さないとすれば審議会は行われなことになるかと思っておりますので、その場合はスケジュールが変わることになります。あくまで事務局として考えているスケジュール感ではありますが、念頭に置いていただきご審議をいただきますようお願いいたします。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 専門的な知見は必要だと思います。専門的に研究されている芽室町議会にいらっしゃった江藤先生だとかのご協力をいただいて議会の考え方として議会の定数についてご教授いただくというのは一つの方法だと思います。予算が関わることなのですぐにということではないが、そういったところも考えていくというのはどうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 外部講師と住民も交えて研修を開催するというようなご提案もありました。ほかにお考えがあればいかがでしょうか。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 秋ぐらいまでにとということであれば町民に呼びかけて地域を1か所か2か所ぐらいで集まって意見交換するというのも、この規模でないと中々期限を決められると難しいのではないかと思います。議会報告会みたいなものを作ってこ

ういう議題で開くというのが、日程的には一番早くできる町民の意見を聞くことができるかなと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 議会事務局長。

○事務局長（佐藤勝博） 芽室町議会では、先々週に地区単位で6回ほど住民との意見交換会を開催しております。時期や日数のこともありますが、どういう形で行うことが望ましいのか、きめ細やかに意見交換を行おうとすれば回数も増えますし、日数も掛かりますので、この進め方につきましても協議していただきたいと考えております。

○委員長（小田新紀） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 3か月か4か月それもないぐらいだとおもいますが、9月に議会が始まって日程的にすごくハードな中で、町民の意見を聞くということになると思います。町民の集まりやすい時期と規模を考えていかないと計画がうまくいかないと。

○委員長（小田新紀） 議会事務局長。

○事務局長（佐藤勝博） 野原委員のおっしゃる通りです。この議論を始めた時から、限られた期間の中で三つの大きなテーマを協議することとなっておりますので、当初にスケジュールを設定し進めてきたところであります。先を考えますと時間は限られておりますので、町民との意見交換の実施方法についても早急に審議していただきたいと考えております。

○副委員長（野原恵子） 議運の中でもいろんな意見が出ていると思います。定数、報酬、政務活動費にしてもそういう中で町民の意見を聞いて答えるのは誰になるのでしょうか。ただ聞きっぱなしということになるのでしょうか。

○委員長（小田新紀） どういう形で町民と意見交換をするかということになりますが、議運の中で定数、報酬にしても一定程度決まったうえで、意見交換もあるかと思えますし、芽室町議会は定数がはっきり決まっている状態でない中で聞いているというような現状維持か減らすか議会の中でも両方に意見があったうえで、細かい中身は聞いていませんが、どうお考えになるか参考にさせてくださいというような持ってきかたにしています。今のこの流れで行くと定数においては幕別町議会においても議運のかで一つに決めるというのはこのスケジュールでは難しいとイメージしております。報酬はわかりませんが、議運の中でこういうように話し合いをしています町民の皆さんどういうようにお考えになるか聞かせてくださいというような情報交換になるか、議運の中でこう決まりましたのでそれについて意見を聞かせて下さいといというような二つになるかと考えております。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） どういう方向性をもって町民との意見交換をするかということもまた議論していかねばならないということですね。だいたい大枠を決めてから行うのか、決まっていますが皆さん意見はどうでしょうかのどちらかですね。

○委員長（小田新紀） 大きく分けるとどちらかになるかと思えます。中間報告的に意見交換をするのか、最終報告的に意見交換をするのかということになるかと思えます。芽室町議会もすべて決まったうえで意見交換しているわけではないです。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 議員としてはたとえば町民から疑問がありますと手が上がった時に答えるのは委員長だけだと思いますが、委員長と違う意見持っている人は黙っていることになるのでしょうか。

○委員長（小田新紀）　そういうことではないと思います。個人的な意見を言うということではなく、議運のなかではこういう意見、根拠をもっているというような答え方になると思います。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次回については皆さんから議員報酬に関する数字を持ち寄っていただくということ。それから、町民意見の把握については今の日程間では10月頃をめどに議論を深めていながら会を開いて町民のみなさんの意見を直接伺う場を設けるというおさえでよろしいでしょうか。

（なしの声あり）

それも含めて「3 今後の進め方について」はよろしいでしょうか

（異議なしの声あり）

では「4 次回の委員会の開催日程について」であります。もし皆さんのご都合がよろしければ早い日程でいきますと、7月16日からでよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次回7月16日水曜日13時ということでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

その他になりますが、みなさんからなにかございますでしょうか。みなさんの議員活動の報告ですが、次回が16日となったのでそれまでにある程度日にちで出してください。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

それぞれの議員活動の集計を14日までに事務局に提出いただければ資料としてだすということで、間に合わない場合は当日口頭でよろしく願いいたします。その他よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀）　以上をもちまして、本日の案件は終了いたしました。

これをもって、本日の委員会を閉会いたします。

（16：03終了）